随意契約結果（業務委託）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
1	新大阪駅耐震補強工事に伴うオムロンソーシアルソリューションズ製自動精算機移設	施設保守点検整備	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社	¥581,040	平成29年06月05日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	―
2	運転技能自動評価システム及び交通心理学に基づく事故防止研修	研修	株式会社山城自動車教習所	¥6,000,000	平成29年06月07日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	―
3	スルッとKANSAI共通SVカード払戻対応に伴う東芝製係員処理端末移設	施設保守点検整備	株式会社東芝	¥4,494,960	平成29年06月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	―
4	輸送指令所用テレビジョンシステムサーバ機器関係運用支援業務委託（平成29年度）（概算契約）	情報処理	株式会社東芝	¥3,920,400	平成29年06月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	―
5	輸送指令所用テレビジョンシステムサーバ機器関係点検整備業務委託（平成29年度）	情報処理	株式会社東芝	¥6,940,080	平成29年06月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	―
6	高速電気軌道第6号線における発煙事象に関する研究業務委託（その1）	その他調査	公益財団法人鉄道総合技術研究所	¥3,175,200	平成29年06月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	―
7	鶴見検車場ボイラー等運転管理業務委託（6～9月分）	施設運転操作管理	株式会社オービーケー	¥477,360	平成29年06月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	―
8	大日乗務所仮泊室個室化工事に伴う定刻起床装置移設等業務委託その2	機械設備等保守点検	新光電業株式会社	¥5,505,840	平成29年06月22日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G2	―
9	大阪市地下鉄案内情報統一マニュアル改訂業務委託	その他	日本サイン株式会社	¥2,916,000	平成29年06月22日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	―
10	天井走行クレーン　点検整備（森之宮検車場）	施設保守点検整備	株式会社日立プラントメカニクス	¥302,400	平成29年06月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	―
11	高速電気軌道第6号線長堀橋～日本橋間道頓堀川沈埋函電気防食装置整備点検及び効果確認計測業務委託	施設保守点検整備	日本防蝕工業株式会社	¥486,000	平成29年06月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	―
12	営業所管理業務委託（中津営業所酉島支所）	その他	大阪シティバス株式会社	¥4,991,220	平成29年06月30日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	―
13	中津営業所酉島支所自動車整備業務委託	施設保守点検整備	株式会社阪急阪神エムテック	¥6,568,832	平成29年06月30日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	―
14	第8号線延伸部におけるBRT社会実験実施に向けた検討業務	各種施策研究・調査	中央復建コンサルタンツ株式会社	¥29,916,000	平成29年06月30日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G5	―

随意契約理由書

１ 案件名称

運転技能自動評価システム及び交通心理学に基づく事故防止研修業務委託

２ 契約の相手方

株式会社　山城自動車教習所

３ 随意契約理由

輸送の安全に関する教育については、計画的かつ継続的な取組みが必要不可欠であり、バス事業においては、これまでもバス運転手に対する様々な研修を実施してきたところであるが、今般、さらなる運転技能及び安全意識の向上を目的として、運転技能自動評価システム「オブジェ」及び交通心理学に基づく事故防止研修を平成 28 年度より実施している。

運転技能自動評価システム「オブジェ」は、運転手が運転動作を計測するセンサを装着して路上走行を行い、その結果をコンピューターで自動評価するシステムであり、運転手の運転行動における問題点（癖など）を客観的に診断できるものである。

また、上記業者においては、同システムによる診断結果の解説において、運転手の操作面、動作的な側面を客観的に指導するとともに、交通心理学に基づくアプローチで、より説得力の高い研修を実施しているところである。

上記業者は、路線バス運転手を含め、事業者向けに研修を行っている自動車教習所であり、同システムを導入するとともに、合わせて交通心理学に基づく事故防止研修を実施している唯一の業者であるため、上記業者を指定するものである。

４ 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号

５ 担当部署

交通局自動車部安全サービス課
（電話番号：06-6585-6440）

随意契約理由書

1　案 件 名 称

スルッとＫＡＮＳＡＩ共通ＳＶカード払戻対応に伴う東芝製係員処理端末移設

2　契約の相手方

株式会社東芝

3　随意契約理由

本業務は、係員処理端末の移設を行うものであり、同機器は株式会社東芝製である。

係員処理端末は、各駅長室／各接客室／各定期券発売所／お忘れものセンターに設置しているものであり、駅職員／委託会社職員が、日本鉄道サイバネティクス協議会の標準規格（以下、ＣＪＲＣ規格）に準拠する磁気カード及びＩＣカードへの各種処理（入出場処理・減額処理など）やスルッとＫＡＮＳＡＩが発行するＰｉＴａＰａカードへの登録型割引サービス（利用額割引マイスタイル）の登録や解除などの処理、定期券の払戻停止登録情報などの検索を行う機器であり、収入金データ・ＩＣカードデータ・駅務機器保守データなどの重要且つ特殊なデータを上位機器へ伝送している。

これらの係員処理端末は、各種処理時に収入金データやＩＣカード利用データなどの重要且つ特殊なデータを上位機器へ伝送していること、また、ＣＪＲＣ規格に準拠したセキュリティの高い情報を取り扱っていることなどから、上記機器の移設後には、機器を正常に動作させる必要があるため、調整及び機能テストを行う必要がある。

以上の係員処理端末の機器内部には、同社が開発を行ったハードウェア・ソフトウェアが内蔵されており、他社に公開はしていない。また、本機器は、現在稼働中であり、移設中及び移設後の各種データの消失や関連する他設備及び他システムに支障をきたすことにより、実運用に多大な影響を与えるため、他社では責任を持った対応は行えない。

よって、上記理由により、株式会社東芝を特名する。

4　根 拠 法 令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5　担 当 部 署

交通局　鉄道事業本部　電気部　電気ネットワーク課

（℡06 - 6585 - 6758）

随意契約理由書

1　業務名称

輸送指令所用テレビジョンシステムサーバ機器関係運用支援業務委託（平成29年度）（概算契約）

2　契約の相手方

株式会社　東芝

3　随意契約理由

「輸送指令所用テレビジョンシステム」（以下、「ＣＣＴＶシステム」という）は、地下鉄駅舎ホーム部を主とした列車運行状況や旅客流動などを遠隔監視するための映像配信システムであり、輸送指令所の担う列車運行管理業務や旅客指令業務の遂行支援に資するとともに、車両・施設等の保守管理部門による的確な営業線の現状把握を可能とするために構築したものである。

「ＣＣＴＶシステム」は、当局施設全域をサービスエリアとするＩＰ（インターネット・プロトコル）網である「大阪市交通局総合情報ネットワーク」を活用し、各種サーバや点在する端末機器と情報連携し映像を配信するシステムである。

「ＣＣＴＶシステム」を信頼性高く安全に運用するためには、本システムの中枢であるＣＣＴＶサーバ機器の性能管理データの収集・分析による予防保全や迅速な障害要因の分析・対策、セキュリティ対策などの運用管理を確実に継続して実施していく必要がある。

このようなシステムの運用業務を円滑に行うために不可欠な

(1) ＣＣＴＶサーバ機器の論理的構成や処置方法

(2) ＣＣＴＶサーバ機器の設定及びカスタマイズ手法

(3) 確実な運用管理、十分な予防保守、セキュリティ確保の維持管理手法

等の内容は当該開発者が保有し他社には公開していないため、「ＣＣＴＶシステム」を構築した株式会社東芝しか運用支援業務を委託することができない。また、運用支援作業において万が一障害が発生した場合においても、その迅速な回復には、障害対応保守作業との一貫した責任体制でなければならない。

よって、上記理由により株式会社東芝を特名する。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

5　担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気ネットワーク課

（電話番号　６５８５－６５５２）

随意契約理由書

1　業務名称

輸送指令所用テレビジョンシステムサーバ機器関係点検整備業務委託（平成29年度）

2　契約の相手方

株式会社　東芝

3　随意契約理由

「輸送指令所用テレビジョンシステム」（以下、「ＣＣＴＶシステム」という）は、地下鉄駅舎ホーム部を主とした列車運行状況や旅客流動などを遠隔監視するための映像配信システムであり、輸送指令所の担う列車運行管理業務や旅客指令業務の遂行支援に資するとともに、車両・施設等の保守管理部門による的確な営業線の現状把握を可能とするために構築したものである。

「ＣＣＴＶシステム」は、当局施設全域をサービスエリアとするＩＰ（インターネット・プロトコル）網である「大阪市交通局総合情報ネットワーク」を活用し、各種サーバや点在する端末機器と情報連携し映像を配信するシステムである。

「ＣＣＴＶシステム」を信頼性高く安全に運用するためには、本システムの中枢であるＣＣＴＶサーバ機器の性能管理データの収集・分析による予防保全や迅速な障害要因の分析・対策、セキュリティ対策などの運用管理を確実に継続して実施していく必要がある。

このようなシステムの運用業務を円滑に行うために不可欠な

(1) ＣＣＴＶサーバ機器の論理的構成や処置方法

(2) ＣＣＴＶサーバ機器の設定及びカスタマイズ手法

(3) 確実な運用管理、十分な予防保守、セキュリティ確保の維持管理手法

等の内容は当該開発者が保有し他社には公開していないため､「ＣＣＴＶシステム」を構築した株式会社東芝しか保守業務を委託することができない。また、別途案件である運用支援作業において万が一障害が発生した場合においても、その迅速な回復には、障害対応保守作業との一貫した責任体制でなければならない。

よって、上記理由により株式会社東芝を特名する。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

5　担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気ネットワーク課

（電話番号　６５８５－６５５２）

随意契約理由書

1　案件名称

高速電気軌道第６号線における発煙事象に関する研究業務委託（その１）

2　契約の相手方

公益財団法人　鉄道総合技術研究所

3　随意契約理由

本業務は、高速電気軌道第６号線における発煙事象に関して原因の究明及び発煙に至るまでのメカニズム解明並びに発煙に対する予防保全策の提案等を行うものである。

本業務については、発煙した軌道材料（締結装置及びまくらぎ）メーカーに拠らず中立的な立場から公正に調査・判断することが必要とされる。また、業務遂行にあたっては、土木構造物、軌道施設、車両、電車線構造が密接に関連しているため、総合的な知識・経験・研究データを考慮し検討する必要がある。

公益財団法人　鉄道総合技術研究所は、土木構造物、軌道施設、車両、電車線構造等に関する豊富な調査研究データを有しており、今回の業務を行う技術、能力を有し、本業務の遂行を図ることが出来る唯一の研究所である。

よって、公益財団法人　鉄道総合技術研究所と契約を締結するものである。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項２号

5　担当部署

交通局鉄道事業本部工務部工務課

（電話番号０６－６５８５－６５０６）

随意契約理由書

１　案件名称

大日乗務所仮泊室個室化工事に伴う定刻起床装置移設等業務委託その２

２　契約の相手方

新光電業株式会社

３　随意契約理由

大日乗務所仮泊室個室化工事に伴い、定刻起床装置移設等業務が必要となる。定刻起床装置は乗務員仮泊室において、他の仮泊者の安眠を妨げることなく、必要な乗務員のみを起床させるために空気圧により振動覚醒を行うもので、時刻設定制御装置、送風機、空気袋（ベッド敷き込み）により構成されるものである。

同装置については新光電業株式会社が製造しており、プログラム構造等に関して他社に公開していない、このため装置が正常に機能するための性能保証上、同社以外に本件業務の履行及び部品の供給を行うことができない。

よって上記業者と随意契約する。

４　根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

５　担当部署

交通局鉄道事業本部運輸部運転課　（電話番号　06-6585-6374）

随意契約理由書

1　案件名称　　大阪市地下鉄案内情報統一マニュアル改訂業務委託

2　契約の相手方　　日本サイン株式会社

3　随意契約理由

本件は、大阪市地下鉄における駅構内サイン等について、一貫して分かりやすい案内情報サービスを提供することを目的として策定した「大阪市地下鉄案内情報統一マニュアル」の改訂業務を行うものである。

本マニュアルについては、平成26年度に実施した「地下鉄本町駅サインリニューアル整備事業に係る公募型コンペティション」において選定された上記業者により、本町駅のサインリニューアルの実施とあわせて策定のための業務が行われた。その後、平成27年度には、このマニュアルに基づき淀屋橋駅及び恵美須町駅においてサインリニューアルを実施したが、現在は、梅田駅及び1・5号線なんば駅でサインリニューアルを実施しているところである。

こうした中で、駅構内サインに関してお客さまから様々なご意見が寄せられており、駅職員からも多くの提案がある。また、案内情報量が多い駅での、サイン表示面のレイアウト手法なども課題となっており、よりわかりやすい案内情報の提供のために、本マニュアルの見直しや追加作成等の改訂業務を早急に行う必要が生じている。

大阪市地下鉄の駅構内サインは、個々のサインの総合的な組み合わせを体系的に整理して固有のサインシステムを構築しており、その独自の考え方や統一基準が本マニュアルに規定されている。そのため、これを改訂するには、専門知識やノウハウを持つだけでなく、このサインシステムに精通していることが不可欠であり、システムを構築してマニュアルを策定した者自らが行う必要がある。

以上のことから、本マニュアルの策定を行った上記業者でなければ改訂業務ができないため、上記業者と契約を行うものである。

4　根拠法令　　地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5　担当部署　　交通局鉄道事業本部建築部建築施設課
（電話番号06-6585-6524）

随意契約理由書

1　案件名称

営業所管理業務委託（中津営業所酉島支所）

2　契約の相手先

大阪シティバス株式会社

3　随意契約理由

当局自動車事業においては、今後の自動車運転手の要員不足に対応するため、今年度から大型二種免許を保有していない者を自動車運転手教習生として採用し、自動車部教習センターにおいて、運転実技の演習を行ったうえで、当局が費用を負担し、同免許を取得させることとしている。

教習センターでの研修終了後は、酉島営業所の敷地内の旧車両管理事務所に中津営業所酉島支所を開設し、教習生を集中配置し、比較的運行しやすい酉島営業所の担当系統で新人専用ダイヤを設定したうえで、指導担当運転手の添乗のもと営業研修を行うこととしている。

酉島支所を開設する酉島営業所については、現在、酉島営業所は大阪シティバス株式会社に管理を委託しているところであるが、酉島支所の営業に必要な精算装置を酉島営業所と共用し、売上金も取りまとめて入金処理することや遺留品の警察への届け出についても取りまとめて行うなど、酉島支所の営業所管理業務を大阪シティバス株式会社の管理委託業務と合わせて行う必要がある。

よって、本件業務については、大阪シティバス株式会社へ特名する。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5　担当部署

交通局自動車部業務課（電話番号 06-6585-6475）

随意契約理由書

1　案件名称

中津営業所酉島支所自動車整備業務委託（概算契約）

2　契約の相手先

株式会社阪急阪神エムテック

3　随意契約理由

当局自動車事業においては、今後の自動車運転手の要員不足に対応するため、今年度から大型二種免許を保有していない者を自動車運転手教習生として採用し、自動車部教習センターにおいて、運転実技の演習を行ったうえで、当局が費用を負担し、同免許を取得させることとしている。

教習センターでの研修終了後は、酉島営業所の敷地内の旧車両管理事務所に中津営業所酉島支所を開設し、教習生を集中配置し、比較的運行しやすい酉島営業所の担当系統で新人専用ダイヤを設定したうえで、指導担当運転手の添乗のもと営業研修を行うこととしている。

しかし、酉島営業所については、現在、大阪シティバス株式会社に管理を委託しているところであり、日常のバス車両の整備業務は大阪シティバス株式会社が株式会社阪急阪神エムテックに委託し、酉島営業所の敷地内に設置した自動車分解整備事業場で実施しているところであるが、監督官庁は一つの自動車分解整備事業場の運営を複数の自動車整備業者が使用することを認めていない。

また、バス車両については、安全に、安定して効率的に運行させるため、バス車両の修理や整備を行う自動車整備業務委託は、バス車両及びバス車両に搭載している料金収納機などの整備技術を有し、日常の点検整備の確実な実施、さらに、故障発生時の緊急修理等の対応ができなければならない。

このため、酉島営業所と同じ敷地内にある酉島支所のバス車両の自動車整備業務委託を行えるのは、現在酉島営業所で自動車整備業務を行っている株式会社阪急阪神エムテック以外には履行できない。

よって本業務については、株式会社阪急阪神エムテックへ特名する。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5　担当部署

交通局自動車部整備課（電話番号 06-6585-6467）

随意契約理由書

１　案件名称
　第８号線延伸部におけるＢＲＴ社会実験実施に向けた検討業務

２　契約相手方
　中央復建コンサルタンツ株式会社

３　随意契約理由
　本業務は、平成 26 年２月に出された「大阪市鉄道ネットワーク審議会」からの提言を踏まえ、第８号線延伸部におけるＢＲＴによる需要の喚起・創出及び鉄道代替の可能性を検証するための社会実験に伴って必要となる検証を実施するものである。
　本業務を遂行するにあたっては、専門的な知識及び優れた調査・検討能力、業務に対する実施体制、実施方針等を考慮する必要があり、競争入札に適さないことから、公募型プロポーザル方式により委託業者の選定を行った。

４　根拠法令
　地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

５　担当部署
　大阪市交通局経営管理本部経営管理部経営企画課（鉄道事業企画）
　（電話番号　06-6585-6169）